

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による意見の聴取……………

○建築基準法による一団地の区域……………

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出及び

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……………

○特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出及び

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……………

○特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………

告示

東京都告示第二百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴

取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和元年七月十七日

東京都知事 小池百合子

一 公聴会を行う日時 令和元年七月二十六日(金曜日)

午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇六会議室

三 書面の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主 江東区有明三丁目三番三号

所氏名 学校法人武蔵野大学

建築敷地 江東区有明三丁目一番十三

地域地区 工業専用地域、防火地域及び臨海副都心有

等 明南地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築

及び用途 大学

敷地面積 約一、八三五平方メートル

建築面積 約一、二九二平方メートル

延べ面積 約八、〇三七平方メートル

構造及び 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄

筋コンクリート造

階数 地上七階地下二階

高さ 三四・六六三メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十三項ただし書

東京都告示第二百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年七月十七日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

文京区湯島一丁目二百一番一の一部 令和元年七月一日

及び同番二十七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年七月十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地

世田谷区ハビリテレーション病院 世田谷区松原六丁目三十七番一
号

介護老人保健施設梅ヶ丘 世田谷区松原六丁目三十七番一
号

渋谷区つばめの里・本町 渋谷区本町三丁目四十六番一
号

東 杉並区清水三丁目三番十三号
リバーレヅジ杉並 杉並区宮前五丁目五番一
号

特別養護老人ホームかえ 杉並区高円寺北一丁目二十八番
一
号

特別養護老人ホームマイ 杉並区高円寺北一丁目二十八番
一
号

浮間舟渡ロマンヒルズ西 板橋区舟渡一丁目十七番十四号

苑田第三病院 足立区伊興本町二丁目五番十号

介護老人福祉施設ケアホ 足立区花畑八丁目七番六号
ーム花畑

第二借楽園ホーム 八王子市加住町二丁目十八番地

第二借楽園ホームサービ 八王子市加住町二丁目十八番地
ス付き高齢者向け住宅

特別養護老人ホーム府中 府中市若松町四丁目五十一番五
号
若松苑 西多摩郡日の出町大久野三百十
番地

日の出ヶ丘介護医療院 西多摩郡日の出町大久野三百十
番地

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五
十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和
二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年
政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁

判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)
においてその例によることとされる場合を含む。)の規定
に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定
した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和元年七月十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地

健生堂病院

伊藤病院

墨田区押上一丁目二十五番十号
町田市原町田四丁目二十七番三
十三号

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
及び認証について

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
及び認証について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
り、また同項第一号に掲げる事項に係る定款の変更につい
ての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同
法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の
施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)
第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

二 代表者の氏名

赤石 千衣子

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋一丁目八番九号 ニューシティ
ハイツ飯田橋四〇二

四 認証年月日

令和元年五月二十四日

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七
条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が
効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法
施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百
四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告
する。

令和元年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人メダカのがっこう

二 代表者の氏名

中村 陽子

三 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺南町五丁目十一番二号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認
定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和元年六月十一日

一 名称

特定非営利活動法人ALL ONE EARTH

<p>二 代表者の氏名 窪田 英明</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都北区赤羽二丁目四十五番八号 ファーストビル 赤羽五〇六号</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認 定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和元年六月三十日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人数理の翼</p> <p>二 代表者の氏名 上野 雄文</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋一丁目十七番一号 新幸ビル四階</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認 定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和元年六月三十日</p> <p>特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失 効について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一 条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定 が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同</p>	<p>法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の 施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号) 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 令和元年七月十七日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人エク・プロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 勝村 務</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都文京区向丘一丁目三番一―三〇一号</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特 例認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和元年六月十六日</p>	
--	--	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙の3割をリサイクルしています。